

# 竹田市耐震改修促進計画

令和元年9月  
竹 田 市

# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景.....	1
2. 目的.....	2
3. 位置付け.....	2
4. 計画期間.....	2
5. 対象区域・対象建築物.....	2
<b>第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b> .....	<b>3</b>
1. 地質.....	3
2. 活断層.....	5
3. 過去の地震被害.....	6
4. 地震被害の想定.....	8
5. 耐震化の現状及び目標.....	10
<b>第3章 耐震化を促進するための施策等</b> .....	<b>12</b>
1. 基本的取り組み方針.....	12
2. 具体的な支援策.....	14
3. 啓発及び知識の普及.....	17
4. 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム.....	17
5. 所管行政庁における指導等.....	18
<b>資 料</b> .....	<b>19</b>
1. 特定建築物一覧表.....	20
2. 大分県における過去の地震被害.....	21
3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋).....	23

# 第1章 総則

## 1. 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434名の尊い命が奪われた。このうち地震の直接的な被害による死者は5,502名であり、更にその9割の4,831名の方は家屋の倒壊による圧死であった。

阪神・淡路大震災以降も平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発する中、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、死者15,875名、建物の全壊半壊は合わせて39万戸以上（警察庁調べ平成24年12月）と東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

平成28年4月の熊本地震において県内では震度6弱を記録しているが、本市においても荻地域や直入地域の一部で最大震度5強の揺れに襲われたほか、市内全域で震度5弱の大きな地震を観測している。

このように、平成の時代には全国のあらゆる地域で大きな地震が発生しているが、南海トラフ巨大地震の例を持ち出すまでもなく、この先も大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

建築物の耐震改修については、平成17年9月に示された建築物の耐震化緊急対策方針において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされる中、平成22年9月に「竹田市耐震改修促進計画」を策定し、これまで取り組みを進めてきた。その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から10年後に半減させるという目標を達成するため、重点的に取り組むべきものとして位置付けられた。

また、平成25年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が大幅に改正される中、不特定多数の者が利用する大規模な特定建築物<sup>1</sup>については、耐震診断を行うことが義務化されている。

この間、大分県においては平成19年3月に大分県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）を定め、県下の住宅及び特定建築物の耐震化率を平成27年までに9割以上にすることとした。その後、平成29年3月には当該計画を改定し、耐震改修を継続的に促進している。

---

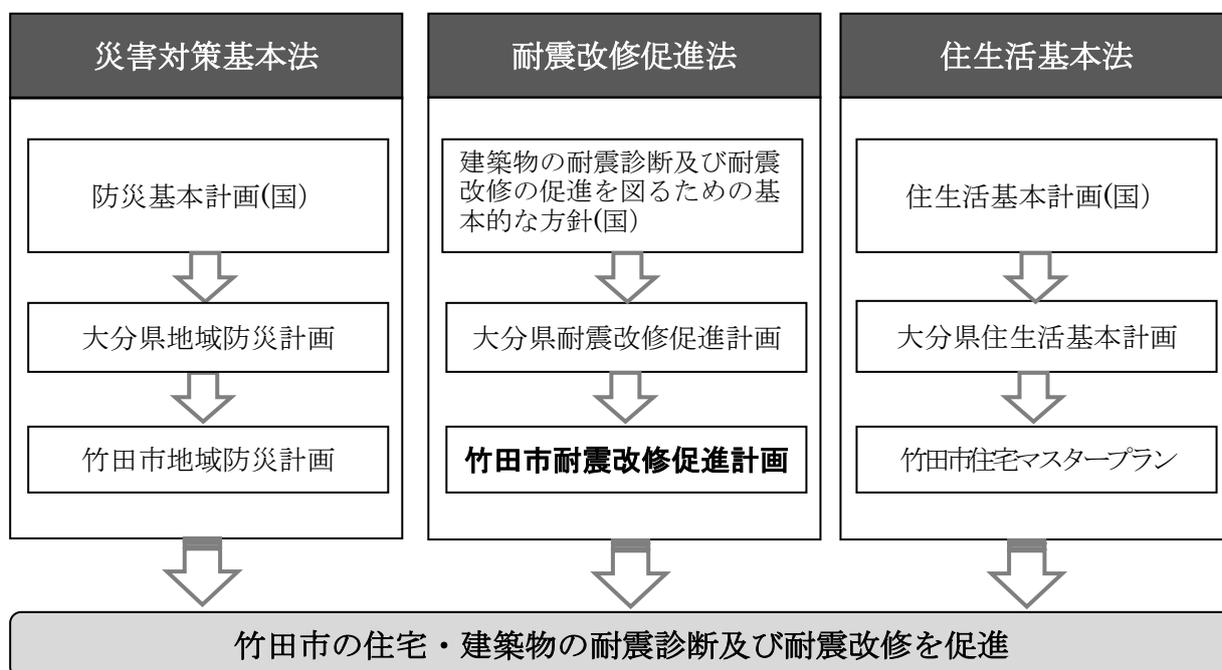
<sup>1</sup> 特定建築物：この計画における「特定建築物」とは法第7条に掲げる「要安全確認計画記載建築物」及び法第14条第1号及び第2号に掲げる「特定既存耐震不適格建築物」を言い、具体的には表1-1に示す建築物である。

## 2. 目的

竹田市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、近い将来に発生すると予想される南海トラフ巨大地震等への対策として、市内の建築物の耐震化を一層促進するため策定するものである。

## 3. 位置付け

本計画は、国の「建築物の耐震診断及び改修促進を図るため基本的な方針」及び県計画と整合を図りながら法第5条第7項の規定に基づき策定するものであり、竹田市地域防災計画<sup>2</sup>及び竹田市住宅マスタープラン<sup>3</sup>との整合を図りつつ策定した計画である。



## 4. 計画期間

本計画の期間は平成30年7月から平成38（2027）年3月までの間とする。

## 5. 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は竹田市全域とし、対象建築物は新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた建築物とする。

<sup>2</sup> 地域防災計画：災害対策基本法第42条の規定に基づき、竹田市における地震災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定した計画。

<sup>3</sup> 住宅マスタープラン：住生活基本法に基づき、定住の促進、住宅・市街地の安全性の確保、高齢者の安心確保、子育てに適した居住環境整備、住宅に困窮する世帯への住宅セーフティネットの確保など、住宅や住環境をめぐる様々な課題に的確に対応した住宅施策を推進するために策定した計画。

## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1. 地質

竹田市は大分県の南西部に位置しており、西は阿蘇の外輪山から続く台地が広がり、北は久住山、大船山などのくじゅう連山の南麓に広がる広大な高原地帯である。

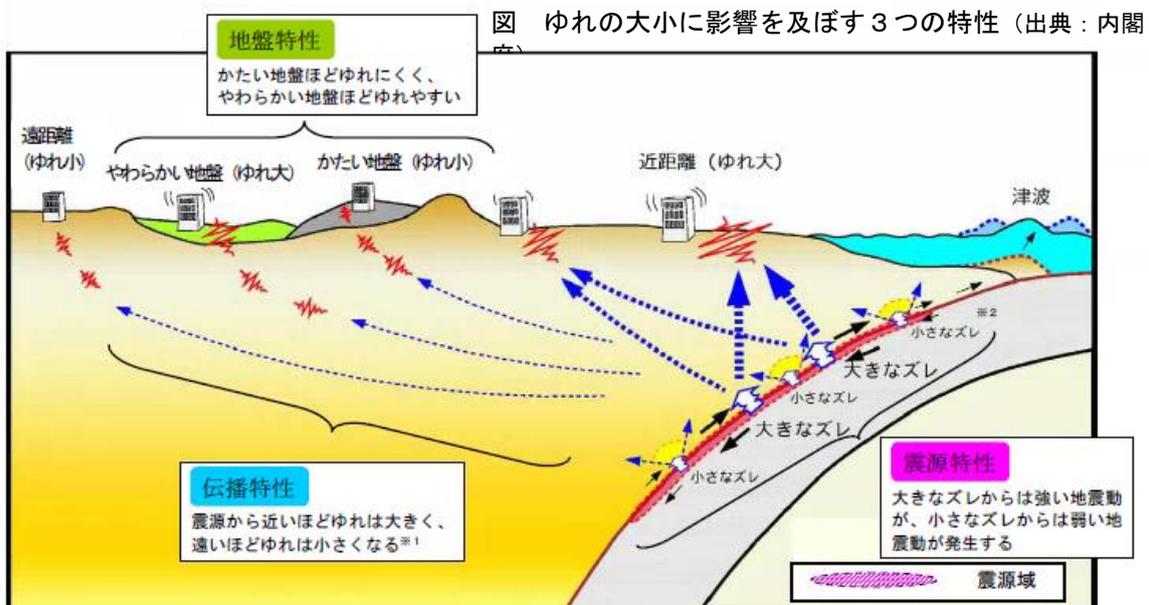
市内中部には大野川、大野川の支川である稲葉川・玉来川・緒方川があり、市内北部には芹川が流れている。

大分県には大分―熊本構造線、臼杵―八代構造線、仏像構造線などの構造線が分布しており、竹田市は臼杵―八代構造線の北側に存在し、領家帯と呼ばれる地域に属している。

地質は阿蘇溶岩地に属しており、大部分が熔結凝灰岩<sup>4</sup>という火山の噴火による火砕流堆積物のほか、火山砕屑岩や安山岩で覆われている。

また地形は、北部と南部が山地、西部が火山性丘陵地、中東部が火山山麓地となっている。

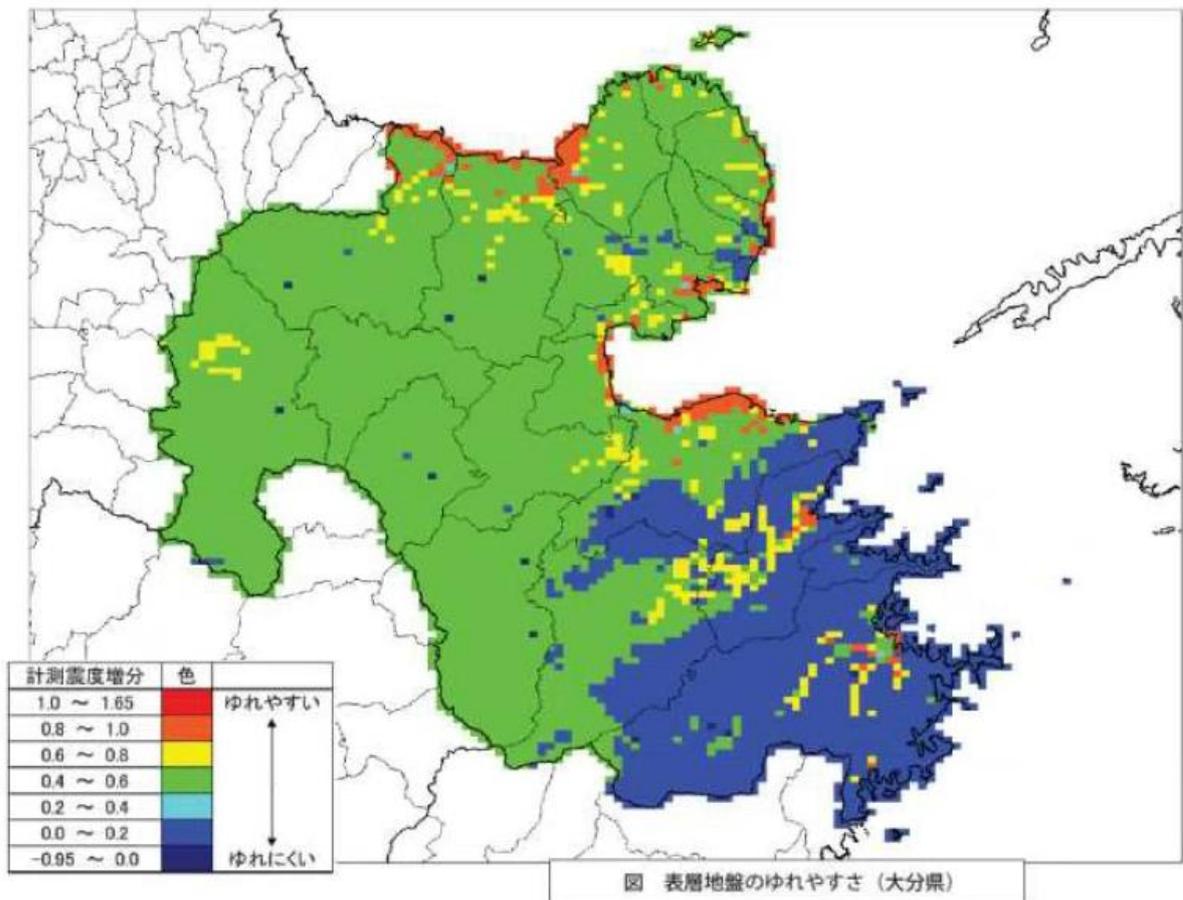
地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤の硬さ・軟らかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる（下図参照）。



<sup>4</sup> 熔結凝灰岩：火山灰、軽石、岩滓などの火砕流堆積物は、数 100℃の高温の状態で堆積・圧縮された結果、構成粒子は溶けてくっつき合い、軽石は地層の重みで押しつぶされる。こうして破片同士が溶結し合ってきた凝灰岩を溶結凝灰岩と呼ぶ。加工しやすく石材等として用いられることも多い。

一般には、地震の規模（マグニチュード<sup>5</sup>）が大きい（震源特性）ほど、また、震源から近い（伝播特性）ほど、地震によるゆれ（震度<sup>6</sup>）は大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤が軟らかな場所では、硬い場所に比べてゆれは大きくなる。

下図は、1 kmメッシュで各地の平均よりも軟らかい地盤に対して、地表でのゆれが深部（工学的地盤）でのゆれに対して大きくなる割合（計測震度増分）を示したものである。竹田市全域は、ほぼ同質のゆれやすさであるといえる。



<sup>5</sup> マグニチュード：地震そのものの大きさを表す指標値。マグニチュードの値が1大きくなると、エネルギーは約32倍、マグニチュードの値が2大きくなると、エネルギーは約1,000倍になる。

<sup>6</sup> 震度：ある場所での地震のゆれの強さを表す指標。観測する地点によって値は異なり、基本的には震源に近いほど震度は高くなる。現在の日本では気象庁震度階級を一般的に「震度」と呼んでいる。

## 2. 活断層

県内には、別府湾から県西部にかけての別府－島原地溝帯に沿って多くの活断層<sup>7</sup>が分布しており、これらの活断層群は、別府－万年山（はねやま）断層帯と呼ばれている。別府－万年山断層帯は、「別府湾－日出生（ひじょう）断層帯」（約76km）、「大分平野－由布院断層帯」（約40km）、「野稻岳（のいけだけ）－万年山断層帯」（約30km）及び「崩平山（くえのひらやま）－亀石山断層帯」（約34km）から構成される。

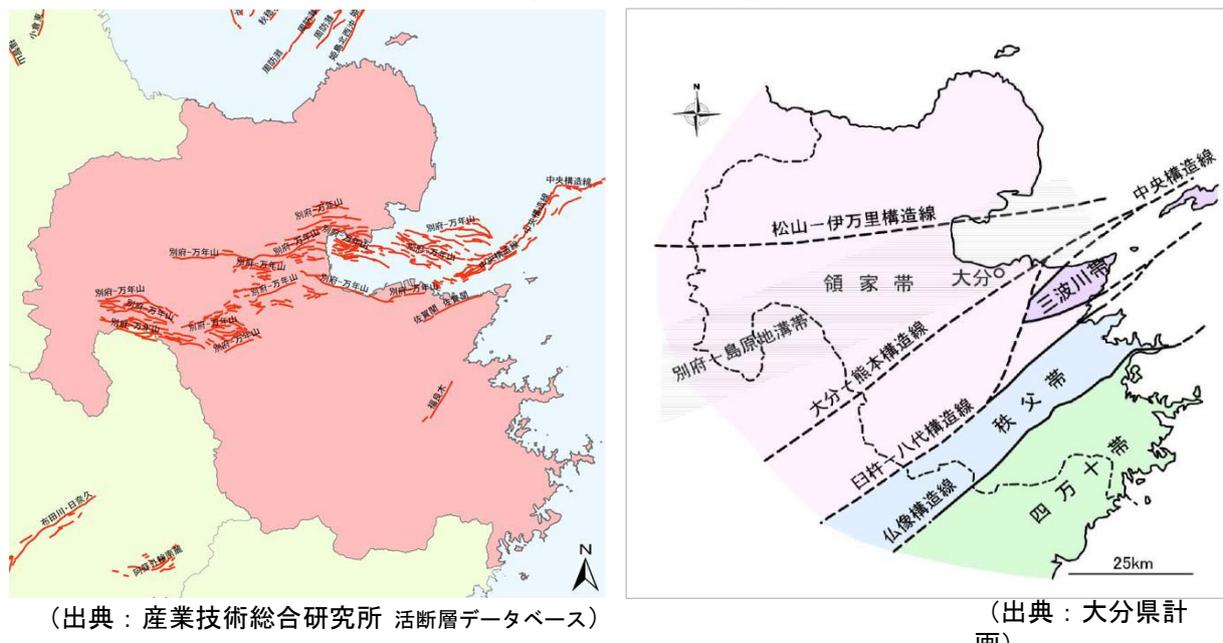
市内に断層帯はないものの、上記のうち野稻岳－万年山断層帯は本市に隣接する位置に存在しており、一定の影響が及ぼされることが懸念される。

野稻岳－万年山断層帯は、由布市湯布院町から日田市大山町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として断層の北側が隆起する断層であり、全体が1つの区間として活動すると推定される。その場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定され、その際には断層の北側が相対的に2－3m程度高くなる段差を生じる可能性がある。

一方、構造線に目を向けると、中央構造線から連なる「大分－熊本構造線」が本市を北東から南西に向けて横断しているが、これは活断層とはなっていない。

なお、地震発生長期確率には幅があるものの、その最大値をとると、今後30年の間に地震が発生する可能性は、我が国の主な活断層の中では、やや高いグループに属する。

図 大分県の活断層と構造線



<sup>7</sup> 活断層：断層とは地下の地層もしくは岩盤に力が加わって割れ、食い違いが生じた状態をいう。そのうち最近の地質時代（約200万年前から現在）に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のある断層のことを活断層という。

### 3. 過去の地震被害

#### (1) 大分県の地震

県内では有史以来たびたび地震によって大きな被害を受けている。特に大きな被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵－八代構造線と中央構造線及び別府－島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼした。

また平成28年4月の熊本地震では、県内において大分県中部を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、由布市や別府市で家屋の損傷等の大きな被害を及ぼした。

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）が中心であるが、これらの原因によらない地震も発生している。

#### (2) 平成28年熊本地震<sup>8</sup>

表 平成28年熊本地震の概要（竹田市で震度4以上を観測した地震）

月 日	時刻	気象台発表の震源地・震度情報
4/14(木)	21 : 26	地震発生 震源地：熊本地方 最大震度7（益城町） 竹田市＝震度4：荻、震度3：竹田・久住・直入
4/16(土)	01 : 25	地震発生 震源地：熊本地方 最大震度7（西原村・益城町） 竹田市＝震度5強：荻・直入、震度5弱：竹田・久住
	03 : 03	地震発生 震源地：阿蘇地方 最大震度5強（阿蘇市、南阿蘇村） 竹田市＝震度4：荻・直入、震度3：竹田・久住
	03 : 55	地震発生 震源地：阿蘇地方 最大震度6強（産山村） 竹田市＝震度5弱：荻、震度4：竹田・久住・直入
	14 : 03	地震発生 震源地：阿蘇地方 最大震度4（産山村） 竹田市＝震度4：荻・直入、震度3：竹田・久住
4/18(月)	20 : 41	地震発生 震源地：阿蘇地方 最大震度5強（産山村、阿蘇市） 竹田市＝震度5強：荻、震度4：竹田・久住・直入
4/21(木)	18 : 43	地震発生 震源地：阿蘇地方 最大震度4（産山村、阿蘇市ほか） 竹田市＝震度4：荻、震度3：竹田・久住・直入
5/ 5(木)	10 : 40	地震発生 震源地：阿蘇地方 最大震度・4（産山村、阿蘇市ほか） 竹田市＝震度4：荻、震度3：竹田・久住・直入

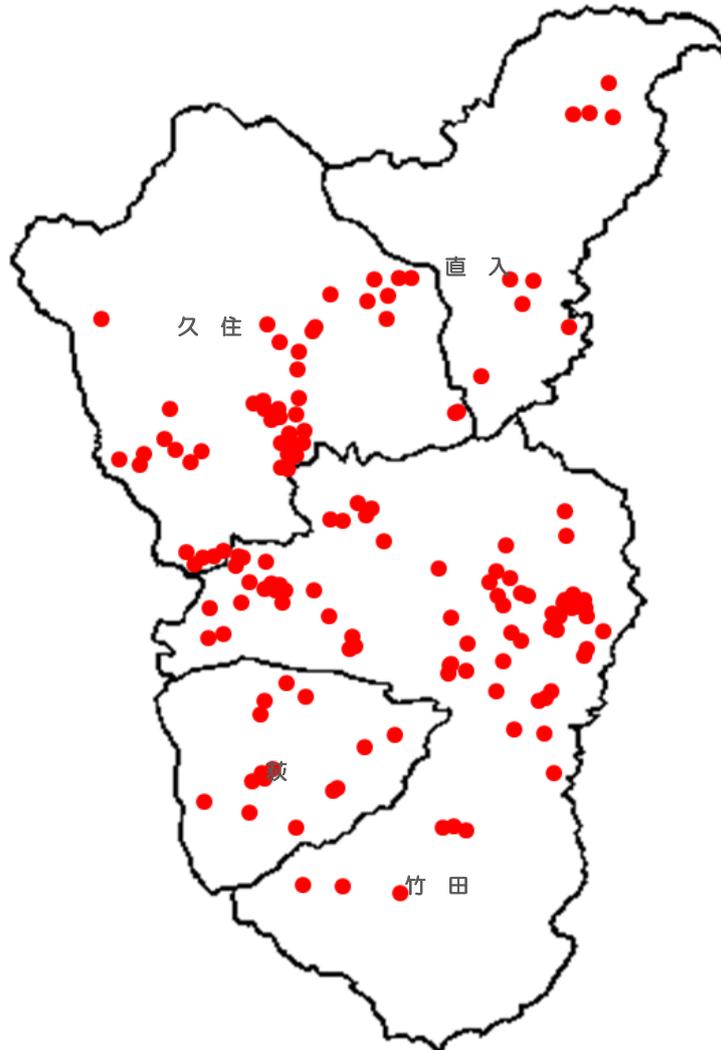
<sup>8</sup> 熊本地震：4月14日21時26分、熊本地方を震源とする深さ11km、マグニチュード6.5の地震が発生。同県益城町で震度7を観測。その後、4月16日1時25分、深さ12km、マグニチュード7.3の地震が発生し、西原村と益城町で震度7を観測。さらに、16日の地震以降、阿蘇地方から本市を含む大分県西部地方や、別府-万年山断層帯周辺の大分県中部で地震が相次ぐ。これらを総称し「熊本地震」とされている。

平成28年4月16日及び18日、市内で最大震度5強を観測した一連の地震は、市内の建物に被害を及ぼした。住家の被害<sup>9</sup>件数は152棟あり、全壊1棟、半壊6棟、一部破損が145棟であり、次図はこれらの位置関係を図示したものである。

最大震度を観測したのは荻地域と直入地域であったが、市内全域に住家の被害が及んでいることが読み取れる。

なお、建物の倒壊等による直接的な人的被害はなかったが、屋内の落下物によって1名が負傷している。

図 H28熊本地震 竹田市住家被害 位置図



<sup>9</sup> 被害：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」で、「被害の程度」は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」とされている。（経済的被害の損害割合）  
◇全壊：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難（50%以上）  
◇大規模半壊：半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難（40%以上 50%未満）  
◇半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度（20%以上 40%未満）  
ex.瓦の落下・壁の落下・壁にクラック・ひび・亀裂・塀の崩落崩壊など

## 4. 地震被害の想定

国は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓として、平成24年8月に南海トラフ巨大地震<sup>10</sup>に係る津波高・浸水深及び人的・物的被害の推計結果を、平成25年3月にライフライン等の施設被害や経済被害の推計結果を、それぞれ公表した。また、平成14年に制定した「東南海・南海地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法」を、平成25年11月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正し、巨大地震を想定した防災・減災対策を強化している。

近い将来発生が予想される南海トラフ地震は我が国で発生する最大級のものとみられ、その特徴として①被害が広域にわたること、②地震の揺れによるほか、津波による甚大な被害の発生のおそれがあること等があげられており、本県では沿岸部12市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている。

一方、県内には多数の活断層が分布しており、その中でも別府一万年山断層帯は全国主要98断層帯のひとつとして基盤的調査観測対象の活断層となっている。

また、活断層による地震・海溝型地震以外の地震が発生する可能性もある中で、本市においても竹田市地域防災計画に加えて竹田市職員初動マニュアル<sup>11</sup>や竹田市業務継続計画<sup>12</sup>をはじめとする各種計画やマニュアルに基づき、状況に応じた適切かつ速やかな対応を図ることとしている。

なお、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」によると、地表面に痕跡を残さずに全国どこでも起こりうる直下の地震が本市で発生した場合の規模は、マグニチュード6.5～6.9より小さいものになると考えられている。この調査の最大値であるマグニチュード6.9地震が本市直下で発生した場合、市内のほとんどの地域は、次ページの図のとおり震度6弱の揺れとなると考えられるが、これは、平成28年熊本地震の震度を上回るものであり、被害はより大きなものになると考えられる。

また、大分県の地震の特性である(1)南海トラフ地震（海溝型地震）と(2)別府湾の地震（活断層型地震）による震度分布図について、参考までに大分県地域防災計画から引用・掲載しておく。

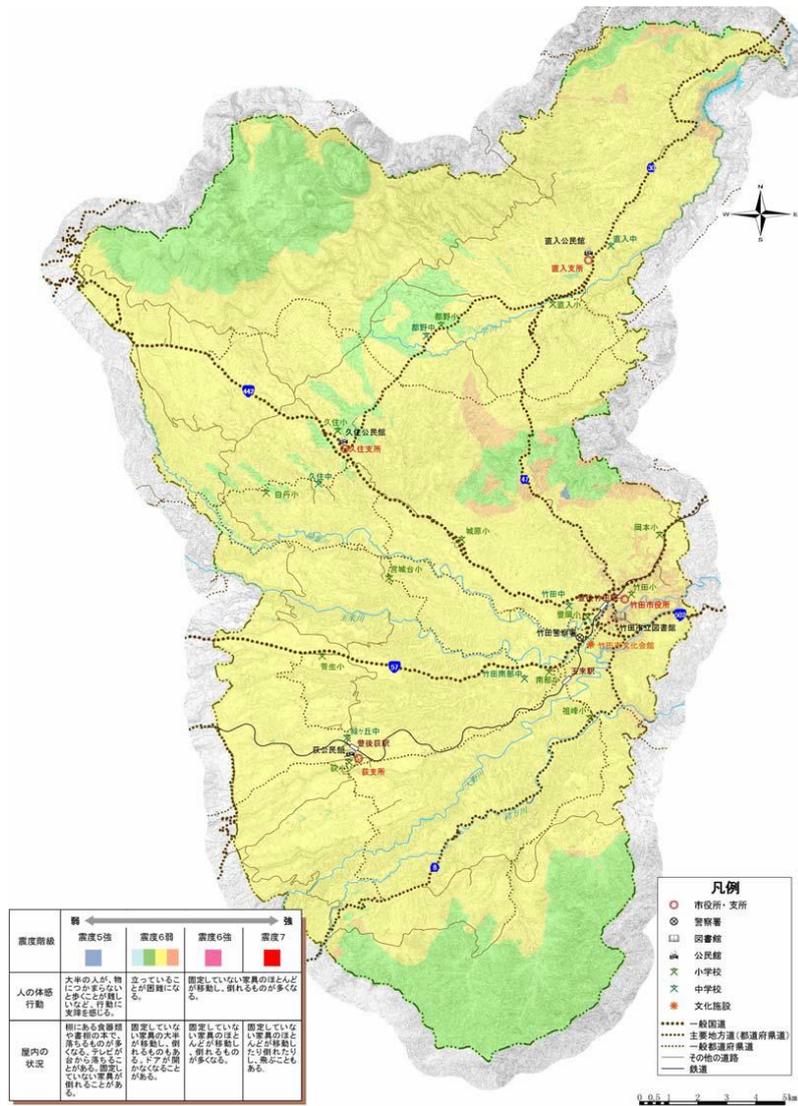
---

<sup>10</sup> 南海トラフ地震：日本列島が位置する大陸プレートの下にフィリピン海プレートが南側から年間数cm沈み込んでいる場所を南海トラフと呼ぶ。この2つのプレートの境界にひずみが蓄積され、これを解放するため大地震が過去約100～200年の間隔で発生している。昭和東南海地震（昭和19年）及び昭和南海地震（昭和21年）発生後70年が経過する中、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が発生する確率は70%程度と指摘されている。

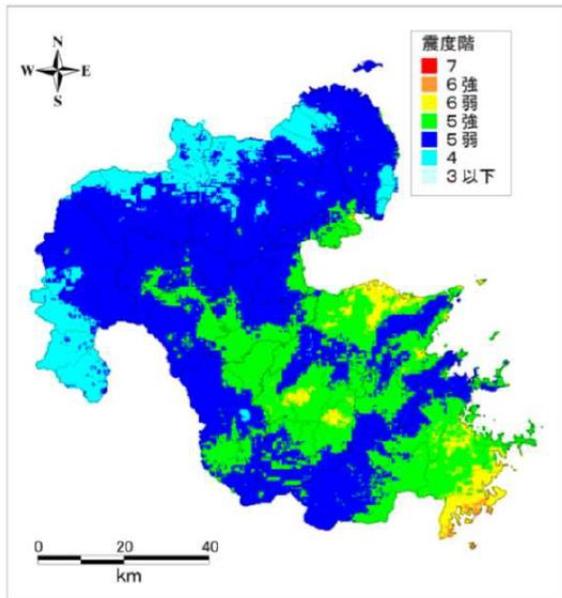
<sup>11</sup> 職員初動マニュアル：災害時、初動期における対応が非常に重要となるため作成した市職員用のマニュアル。災害発生時から48時間を中心に各班が実施すべき応急対策を整理している。職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策を実施できることを目的としている。

<sup>12</sup> 業務継続計画：業務継続計画は、Business Continuity Planの頭文字をとって、一般にBCPとも呼ばれる。東日本大震災（平成23年3月11日発生）を教訓とした緊急事態への備えとして業務継続計画の作成が官民間問わず求められる中、平成29年度に竹田市業務継続計画を策定している。

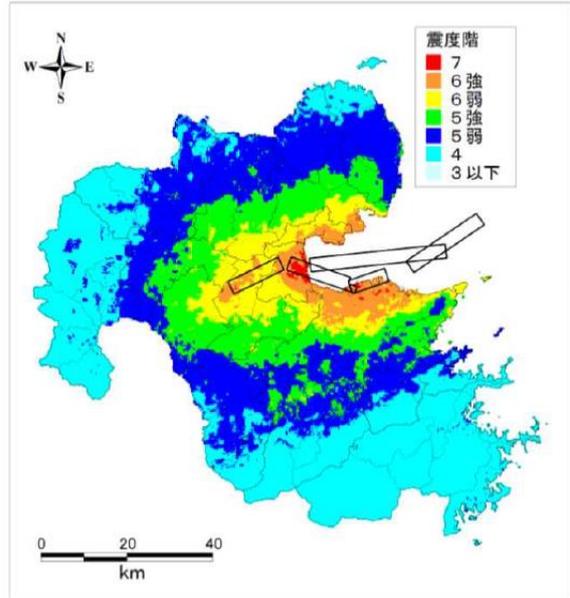
図 竹田市の直下でマグニチュード6.9地震が発生した場合の想定震



【参考】南海トラフの地震による震度分布



別府湾の地震（慶長豊後型地震）による震度分



## 5. 耐震化の現状及び目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号（平成28年国土交通省告示第529号により改正）、以下「国の基本方針」という。）では、住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年3月末までに95%とすることとしている。

本市においては、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市内の建築物の現状等を勘案して、耐震化率の目標を設定する。

### (1) 住宅

総務省による平成25年住宅・土地統計調査によると、本市の住宅は9,110戸である。

そのうち、建築物の新耐震基準<sup>13</sup>が施行された昭和56年より前に建てられた住宅は5,116戸である。うち705戸が耐震化工事済みであり、昭和56年以降に建てられた住宅と合わせると4,699戸となることから、本市の耐震化率は51.6%と推計され、平成20年調査と比較して9.6%向上している。

しかしながら、大分県全体での住宅耐震化率は75%と推計されているため、本市の住宅耐震化率は県平均を下回っていることとなる。これは、昭和56年より前に建てられた木造住宅が多いことが要因と考えられる。

平成29年3月時点の県計画においては、平成32年度までに82%、平成37年度までに92%とすることを目標と定めている。

本市においては、木造住宅の割合が多いことを考慮しながら、耐震診断や改修等、耐震化への事業を展開することとし、平成37年度末までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標とする。

表 住宅の耐震化状況（出典：平成25年住宅・統計調査）

区分	(A) 新耐震基準 昭和56年以降	旧耐震基準（昭和55年以前）		(D)=A+B 住宅総数	(E)=A+C 耐震性を有す住宅	E/D 耐震化率	
		(B)	(C) 基準耐震率(国) 耐震改修工事済				
木造	3,336	4,974	12%	597	8,310	3,933	47.3%
非木造	658	142	76%	108	800	766	95.7%
合計	3,994	5,116	—	705	9,110	4,699	51.6%

<sup>13</sup> 新耐震基準：昭和56年に改正された建築基準法施行令で定める耐震基準。

この改正は昭和53（1978）年に発生した宮城県沖地震を受けたものであり、改正後の新耐震基準では「大地震が発生しても人命に関わる甚大な被害が出ない」とされている。

## (2) 本市が所有する特定建築物の耐震化

平成30年6月現在、本市が所有する特定建築物は約32施設であり、そのうち昭和56年以降に建築された特定建築物<sup>14</sup>は21施設である。

災害時に避難施設としての役割を有す施設を優先的に耐震改修してきた結果、既に27施設について耐震改修を終えており、耐震改修率は84%となっている。

このうち学校施設については、計画的に改修を進めてきた結果、既に全施設の耐震化を終えている。

今後は残る施設についても早期に改修を行うこととし、平成37年度までには市が所有する全ての特定建築物の耐震化を完了することを目標にする。

表 本市が所有する特定建築物

区分	昭和55年以前	昭和56年以降	総計
学校	6	12	18
社会福祉施設	0	1	1
賃貸・共同住宅	0	2	2
ホテル等	0	1	1
店舗	0	1	1
その他	5	4	9
総計	11	21	32

<sup>14</sup> 特定建築物：耐震改修促進法第7条に規定する「要安全確認計画記載建築物」及び第14条に規定する「特定既存耐震不適格建築物」をいう。具体的には、昭和56年の改正前の建築基準法施行令によって建築された建築物のうち「多数の人が利用する一定規模以上の建物」と「道路閉塞建物」をいい、その所有者は現行耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めることが求められている。

## 第3章 耐震化を促進するための施策等

### 1. 基本的取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠である。

本市は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整備し、耐震化促進に取り組んでいくものとする。

#### (1) 市及び建築物所有者の役割

旧耐震基準で建てられた住宅及び特定建築物の所有者等は、建築物の耐震性を確認するため、耐震診断を実施し、その結果により耐震改修工事を行うように努めるものとする。

本市としては、所有者の取り組みを支援するために本計画の推進を図るとともに、建築物所有者等に対する啓発・相談の窓口としての役割を担い、民間の住宅及び特定建築物の所有者等が実施する耐震診断及び耐震改修に対して、住宅・建築物耐震改修等事業や地域住宅交付金など、国や県の補助制度を活用し、円滑に実施できるよう支援する。

#### (2) 重点的に耐震化すべき建築物・施設

耐震性の低い木造住宅や、大地震時に災害対策の中核を担う庁舎、避難施設となる学校等、災害救助活動の拠点となる消防署、及び負傷者等救急医療を担う病院等、さらには本計画で指定された「地震時に通行を確保すべき道路」沿線で、地震時において道路通行を閉塞する可能性のある建築物の耐震化を重点的に進める。

#### (3) 通行を確保すべき道路

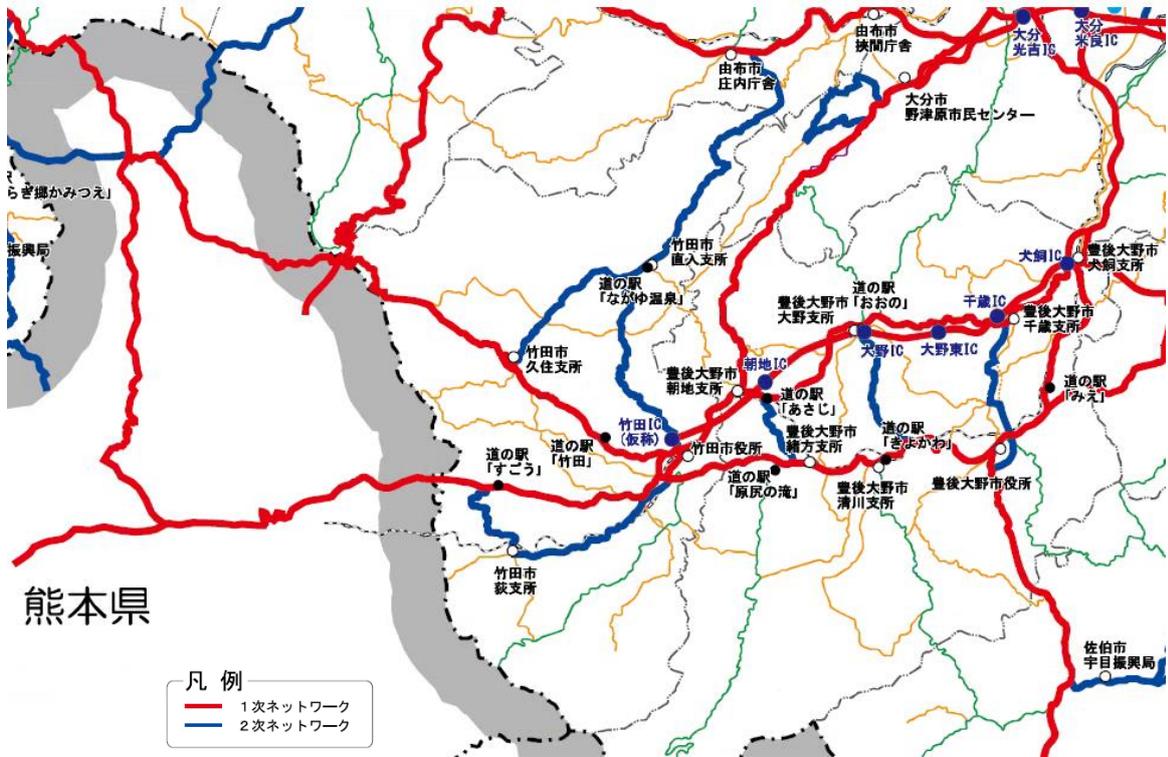
災害時における交通の確保は、救助・救急・医療活動の迅速化、被害の拡大防止、緊急物資の供給等、応急対策の成否に関わる重要な課題であり、被災直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施する為には、道路が地震時においてネットワークとして機能することが重要である。

大分県耐震改修促進計画においては、法第5条第3項第3号に基づく道路（建築物が地震によって倒壊した場合に、市町村の区域を超える円滑な避難を困難とすることを防止するために、その沿道の建築物の耐震化の促進を図るべき道路）として、大分県地域防災計画に定められた緊急輸送道路を指定している。

また、避難路として、管内にある全ての住宅及び事業所等から避難所へ続く道路（私道を除く。）を指定し、対策を進める。

# 大分県道路管内図

H29更新ネットワーク図



1次ネットワーク		
一般国道	57号	豊後大野市境から熊本県境まで
一般国道	442号	豊後大野市境から熊本県境まで
一般国道	502号	豊後大野市境から天神交差点まで
2次ネットワーク		
主要地方道8号	高森竹田線	天神交差点から穴井迫萩線接続まで
主要地方道30号	庄内久住線	由布市境から久住交差点まで
主要地方道47号	竹田直入線	会々七里交差点から長湯まで
一般県道640号	穴井迫萩線	57号(菅生)から高森竹田線(萩町)接続まで

## 2. 具体的な支援策

### (1) 竹田市木造住宅耐震化促進事業補助

個人（法人）財産である建築物の維持保全は、原則的には建築物所有者の責任でなすべきである。しかし耐震改修には個人の経済的負担も発生することから、建築物の耐震化を促進し地域の安全性の向上を図るという目的を達成するために、国・大分県と連携して、木造一戸建住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する建築物所有者に補助を実施している。

#### 木造住宅耐震診断支援事業

木造住宅耐震診断支援事業	
補助対象	木造一戸建住宅の耐震診断
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
負担割合	国：1／3、県：1／6、市：1／6、所有(申請)者：定額
所有者負担額	5,500円 (家の形が複雑、築年数が極端に古い場合等、別途費用を要する場合あり。)

#### 木造住宅耐震改修支援事業

木造住宅耐震改修支援事業	
補助対象	木造一戸建住宅の耐震改修
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
負担割合	国：1／3、県：1／6、市：1／6、所有(申請)者：1／3
補助限度額	補助額の上限800,000円 ※設計費・管理費を含む。 (条件により最高1,000,000円に。)

## (2) 県・建築士会等との連携

木造住宅耐震化を促進するため、県や建築士会等と連携して、改修設計及び工事事業者向けに耐震改修工法に関する技術力向上やコスト縮減のための研修等を実施する。併せて、連携しながら簡易耐震診断を実施する。

## (3) 既存建築物の耐震化促進を目的とした啓発活動等

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、国・県並びに関係機関作成の耐震診断・耐震改修などの耐震化に関する資料・パンフレット等を担当窓口で常備・配布する。

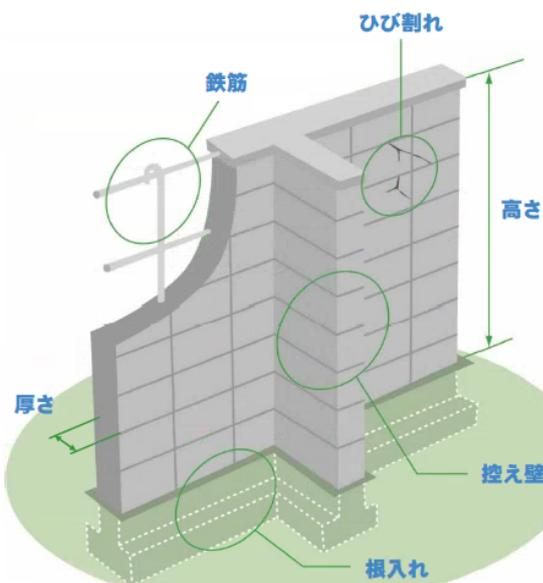
また、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識については、広報等を通じて、住民に広く普及を行う。

## (4) ブロック塀等の安全対策

地震によるブロック塀等の倒壊により、死傷者の発生はもとより被災後の避難救助や消火活動にも支障が生じることなどから、安全対策については重要な課題となっている。

ブロック塀等の倒壊による危険性や構造基準等について、ホームページへの掲載やパンフレット等の配布を通じて市民に安全対策の周知を行う。

また、国・大分県と連携して、危険なブロック塀等の除却を実施する建築物所有者に補助を実施している。



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

超積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：  
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

### 危険ブロック塀等除却事業補助金（※記載を追加）

危険ブロック塀等除却事業補助金	
補助対象	危険なブロック塀等の除却
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面すること。</li> <li>・高さ1 m以上 ・ひび割れ又は傾きがあるもの</li> </ul>
負担割合	国：1／4、県：1／8、市：1／8、所有(申請)者：1／2
補助限度額	補助額の上限100,000円

### (5) がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

これまで竹田市では、時期降雨等による災害を防止することを目的とし、急傾斜地崩壊防止施設の設置を行ってきたが、今後も引き続き大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業実施要領に基づき、大分県からの補助を受け入れながら計画的に実施していく。

#### 大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業実施要領

大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業実施要領	
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 急傾斜地の高さが5メートル以上であり、かつ傾斜度30度以上であるもの</li> <li>(2) 保全人家が1戸以上5戸未満であること</li> <li>(3) 現に崩壊が発生した場所又は崩壊の恐れがある場所で、人命に被害を及ぼし又は及ぼす恐れのあること</li> <li>(4) 他に移転適地がないこと</li> <li>(5) 事業を実施しようとする市町村の財政力指数が、0.70以下であること</li> <li>(6) 市町村地域防災計画に危険箇所として記載されていること又は記載されることが確実であること</li> </ul>
事業の範囲	擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止するため必要な工事
事業の施行主体	市町村が施行する
事業の補助金等	工事費600万円を限度とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県補助金：10分の4.0以内（1箇所当たり年270万円を限度とする）</li> <li>・市補助金：10分の4.5</li> <li>・地元受益者負担金：10分の1.5</li> </ul>

### 3. 啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発を図るとともに知識の普及に努めながら、大分県や関係機関<sup>15</sup>と連携を図りながら耐震化の促進を進めていく。

#### (1) パンフレット配布及び講習会の開催

- ・耐震改修促進に関するパンフレット、チラシ等を活用し、市の窓口や関係団体を通じて周知を行う。
- ・パンフレットには税金控除分についても強調して明記し、制度内の補助内容をわかりやすく示した内容にする
- ・市公式ホームページ等を利用して関連情報の閲覧が可能とする。
- ・建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。
- ・耐震改修工事は、単独で行うよりもリフォーム工事の際に実施する方が工事費等のメリットが大きいことを併せて啓発する。

#### (2) 自治会等と連携した耐震化説明会の開催

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要であるため、自治会・自主防災組織との連携を図りながら、耐震診断・耐震改修の啓発を行う。

#### (3) 防災教育等を通じた耐震化の意識啓発

教育委員会等と意見交換や協議をしながら、小中学校の防災教育を通じて、子どもの頃から耐震に関する知識を教育することで、意識を高め、耐震化に対する理解を深める。

### 4. 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本市の状況を踏まえた取り組みを行うことが重要であることから、竹田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム<sup>16</sup>を作成し、具体的な取り組みを計画、検証しながら施策を実施することとする。

毎年度、住宅耐震化に係る具体的な取り組みをプログラムに位置付け、その進捗状況を評価するとともに、見直しを行い改善することで、住宅の耐震化を強力的に推進していく。

---

<sup>15</sup> 関係機関：公益社団法人大分県建築士会、一般社団法人大分県建築士事務所協会、日本建築防災協会、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（大分県弁護士会）などが相談窓口等の役割を担っている。このほか耐震補強業務の専門家（設計・施工）で構成する「おおいた住まい守り隊」が、県と県下市町村が協力して実施している戸建木造住宅の耐震診断・改修工事について各種手続きの支援をおこなっている。

<sup>16</sup> 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム：本計画「竹田市耐震改修促進計画」に基づいて住宅耐震化に係る取組を位置付け、毎年度作成することにより、進捗状況の評価、プログラムの見直し改善を図るもの。住宅所有者に対して耐震診断・耐震改修等を促すとともに、耐震診断を行う建築士や改修事業者の技術力の向上、改修コスト縮減のノウハウ共有等も企図している。

## 5. 所管行政庁における指導等

法に基づく指導及び助言並びに指示等は、建築主事<sup>17</sup>を置く市町村等以外にあっては都道府県知事が所管行政庁<sup>18</sup>としてその役割を担うこととなる。従って建築主事を置かない本市にあっては、対象となる建築物の指導等は「大分県耐震改修促進計画<sup>19</sup>」によることとなるため、参考までに以下に県計画の該当部分を転載しておく。

### 第4章 特定建築物の所有者に対する耐震診断及び耐震改修の指導等のあり方

#### 1 指示対象建築物の所有者に対する指導等

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という）について、所管行政庁はその所有者に対し、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を行うよう努める。指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等にて公表する。

また、指導・助言を行ったにもかかわらず、当該所有者が必要な対策をとらなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行う。

#### 2 指導・助言対象建築物の所有者に対する指導等

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）について、所管行政庁はその所有者に対し、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を行うよう努める。

なお、所管行政庁は、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市であり、建築基準法に定められている特定行政庁と同じ行政庁である。よって、建築基準法第10条に基づく運用についても同一行政庁にて対応が可能である。

<sup>17</sup> 建築主事：建築基準法第4条の規定により建築確認を行うために地方公共団体に設置される職員をいう。人口25万人以上の市は必ず設置しなければならないほか、人口25万人未満の市及び町村においても都道府県知事に協議・同意を得た上で建築主事を置くことが可能である。建築主事を置く地方公共団体を「特定行政庁」という。

<sup>18</sup> 所管行政庁：法第2条第3項において規定。

<sup>19</sup> 大分県耐震改修促進計画：平成29年3月変更分（当初は平成19年3月に策定、平成26年3月の変更を経て現行計画）

## 資 料

特定建築物一覧表

用途		特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、盲学校、聾学校もしくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人ホーム、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		すべての建築物	

## 大分県の過去の地震

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月1日 (慶長元)	別府湾 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。大分沖の瓜生島が陥没し708人が死亡?
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M=6.0	大分城の石垣壁崩れる。岡城破損
1703年12月31日 (元禄16)	由布院、庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22ヶ村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死1、損馬2。湯布院、大分郡26ヶ村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木村、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に襲撃した。
1723年12月19日 (享保8)	肥後、豊後、筑後 M=6.5±1/4	
1725年11月8日 (享保10年)	肥前・長崎 M=6.0	大分有感
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M=6.3/4	大分で千石橋破損
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M=7.3/4±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内で石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒
1841年11月10日 (天保12)	豊後鶴崎	倒家多し。
1854年12月23日 (安政元)	安政東海地震 東海、東山、南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M=7.3~7.5	
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損。
1855年12月10日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M=7.1/4±0.5	家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破、東臼杵郡富岡村で家、蔵の壁に亀裂。
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破損。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れる。
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M=5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1928年11月5日 (昭和3)	大分県西部 M=4.7	北小国地方で崖崩れ4。
1939年3月20日 (昭和14年)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43)	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路破損3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43年)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路破損2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4 など
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2005年3月20日 (平成17)	福岡県西方沖 (福岡県北西沖) M=7.0	中津市三光で震度5弱。
2006年3月27日 (平成18)	日向灘 M=5.5	佐伯市蒲江 佐伯市鶴見で震度5弱 竹田市で震度3
2006年6月12日 (平成18)	大分県整西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱

出典；大分県・大分地方気象台「大分県災害史」等

# 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等(第四条—第六条)
- 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置(第七条—第十六条)
- 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定(第十七条—第二十一条)
- 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等(第二十二条—第二十四条)
- 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等(第二十五条—第二十七条)
- 第七章 建築物の耐震改修に係る特例(第二十八条—第三十一条)
- 第八章 耐震改修支援センター(第三十二条—第四十二条)
- 第九章 罰則(第四十三条—第四十六条)
- 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

### (基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用

する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。  
(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の

内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

---

竹 田 市 耐 震 改 修 促 進 計 画

令和元年9月変更

平成30年7月変更

(平成22年9月策定)

竹田市役所 総務課 〒 878-8555 竹田市大字会々1650

Tel 0974-63-1111 (代) Fax 0974-63-0995